

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

No.12 令和2年5月25日発行 洞爺湖町新型コロナウイルス対策本部

【町内公共施設の再開について】

北海道で示された休業要請の見直しがありましたが、当町の公共施設については引き続き5月31日（日）まで使用休止とします。

なお、利用休止としていた下記の町内公共施設で、年間利用申し込みがある団体のみ再開しますのでお知らせします。

【使用できる施設（年間利用申し込みがある団体のみ）】

施設名称	担当・連絡先
あぶた体育館	社会教育課 (74-3010)
母と子の館	
虻田ふれ合いセンター	
町内各集会所	住民課（74-3002） 虻田・温泉地区 庶務課（82-5111） 洞爺地区

感染拡大の要因となる3つの密「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話等をする密接場面」を避けて利用してください。
飲食を伴う利用やカラオケの使用はできません。

【上下水道料金の免除について】

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、町内における事業活動及び日常生活への甚大なる影響を鑑み、事業者支援及び生活支援等の観点から水道料金・下水道使用料の免除を実施していましたが、上下水道料金の免除については、**5月の検針日をもって終了**となっております。

※ **5月の検針日以降の使用水量については、これまでどおり通常の料金が賦課されますことをご承知願います。**

【検針日（5月の検針日は5月25日を基準）は、各家庭や事業所により異なり、23日～27日の間での検針となります。】

■問合せ 上下水道課（☎74-3008）